

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)
令和5年第1回設楽町議会定例会(第1日)会議録

令和5年3月1日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第1日)が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 原田純子 | 2 村松純次 | 3 七原 剛 |
| 4 原田直幸 | 5 今泉吉人 | 6 金田敏行 |
| 7 金田文子 | 8 高森陽一郎 | 10 田中邦利 |
| 11 加藤弘文 | 12 山口伸彦 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	関谷 恭
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	後藤武司
建設課長	小川泰徳	町民課長	村松 一
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 施政方針説明
日程第6 教育方針説明
日程第7 報告第1号
専決処分の報告について
日程第8 報告第2号
専決処分の報告について
日程第9 議案第1号
設楽町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第2号

設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例について

- 日程第11 議案第3号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第4号
町道路線の変更について
- 日程第13 議案第5号
工事請負契約の変更について
- 日程第14 議案第6号
工事請負契約の変更について
- 日程第15 議案第7号
工事請負契約の変更について
- 日程第16 議案第8号
令和4年度設楽町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第9号
令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第10号
令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第11号
令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第12号
令和4年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第13号
令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第14号
令和4年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第15号
令和5年度設楽町一般会計予算
- 日程第24 議案第16号
令和5年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第17号
令和5年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第26 議案第18号
令和5年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第27 議案第19号
令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
- 日程第28 議案第20号
令和5年度設楽町田口財産区特別会計予算

- 日程第29 議案第21号
令和5年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第22号
令和5年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第23号
令和5年度設楽町津具財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第24号
令和5年度設楽町簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第25号
令和5年度設楽町下水道事業会計予算

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回設楽町議会定例会1日目を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告願います。

10田中 おはようございます。よろしく申し上げます。令和5年第1回定例会第1日の運営について、2月22日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

日程第6、「教育方針説明」は、教育長より説明があります。

本日提案されている案件は、町長提出27件です。

日程第7、報告第1号から順次1件ごとに上程しますが、日程第9議案第1号から日程第10議案第2号までの2議案、日程第14議案第6号から日程第15議案第7号までの2議案、日程第16議案第8号から日程第22議案第14号までの7議案及び日程第23議案第15号から日程第33議案第25号までの11議案は一括上程します。

日程第13議案第5号から日程第15議案第7号までの3議案と、日程第16議案第8号から日程第22議案第14号までの7議案につきましては、本日採決で願います。

日程第23議案第15号から日程第33議案第25号までの当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することとします。

一般質問は、定例会第2日の3月13日に行います。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

なお、日程第16議案第8号から日程第22議案第14号の補正予算に関しては、予算の執行期間に配慮して特例で本日採決まで行います。

以上です。

議長 ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番今泉吉人君及び6番金田敏行君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。

本定例会の会期は、本日3月1日より3月24日までの24日間としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査について、報告します。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和4年12月実施分、令和5年1月、2月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、別紙のとおり議員派遣の報告をいたします。

次に、請願書等の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願書1件、陳情書4件、要望書2件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願書受理番号1は総務建設委員会へ付託、陳情書の受理番号R5の1は、文教厚生委員会へ付託、陳情書受理番号R4の20、21及びR5の2は議長預かり、要望書の受理番号R5の1は総務建設委員会付託、受理番号R4の3は議長預かりと決定しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

6 金田(敏) ただいまの説明ですね、R5の1は総務建設委員会付託と今議長言われましたけれども、これは文教厚生委員会付託の間違いではないでしょうか。

[確認]

議長 すみません。受理番号R5の1は……陳情書のほうのR5の1は文教厚生委員会で、要望書の受理番号R5の1は総務建設委員会でありますので、要望書の受理番号R5の1は、段戸国有林のほうの風車の問題でありますので、これでよろしいかと思えますけど。

6 金田(敏) 先ほどの説明ですと、陳情書のR5の1は総務建設委員会と言われたので、これは文教厚生委員会の間違いではないですかと確認をしましたが、いかがでしょうか。陳情書のR5の1を、先ほど総務建設委員会付託と言われましたが、これは文教厚生委員会の誤りではないですかということです。

議長 陳情書の受理番号R5の1は文教厚生委員会です。それで、よろしいですか。すみません。

以上、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「施政方針説明」を行います。

町長から、申出がありましたので、これを許します。

町長 おはようございます。3月議会定例会初日の開会に当たりまして、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

3月に入り、本年度もあとひと月を残すところとなりました。日に日に、日差しが強くなり、春の気配を感じるようになってきましたので、早く、桜が咲く穏やかな春が来ることを願っています。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、設楽ダム転流式について報告します。

令和5年2月25日土曜日に、設楽ダム事業の一つの節目になる転流式が、議員の皆様も出席のうえ、奥三河総合センターで開催されました。式典には、国会議員、県会議員、東三河の首長、国や県の関係者、地域の皆様も招待され、また、田口高校生が制作しました「祝い船」も転流に合わせて流されるなど、盛大に行われました。

これから、ダム本体工事も本格的に始まると聞いております。今後ますます工事事業者が設楽町に来ることになりますので、商工会、地域の方と相談しながら、地域振興につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

次に、イベント開催について御報告します。

来る3月26日日曜日に、道の駅したらで「森林(もり)Fes in SHITARA」というものを開催します。これは、例年つぐ高原グリーンパークで開催しておりました「森林(もり)まつり」を、会場を変えて、道の駅したらで開催するもので、森林や林業の大切さを学ぶとともに、設楽町ならではの魅力を発信することを目的としています。

イベントでは、木工やシイタケの菌打ちなどの森林と親しむ体験、薪割りや焚火、天体観測などのアウトドア体験を予定しております。奥三河郷土館では森林鉄道に関する展示を行い、みんなのリビングでは木をテーマとしたワークショップを行います。また、地元小学生による山歩き体験など、地域の皆さんと一緒に楽しんでいただけるよう計画しておりますので、ぜひ、御来場をお願いいたします。

本日は、専決処分の報告2件、条例3件、町道の変更1件、請負契約の変更3件、補正予算7件、一般会計始め令和5年度当初予算11件、合計27件を上程させていただきます。

4月になりますと町議会議員選挙が執行されますので、今の皆さんとする議会はこれで最後の議会になろうかと思っております。本議会、並びに委員会で慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げまして、定例会初日の「行政報告」とさせていただきます。

引き続きまして、「施政方針」について説明させていただきます。少し長くなりますので御容赦いただきたいと思っております。

本日、令和5年3月議会定例会の開会に当たり、令和5年度の当初予算案並びに諸議案を上程し、御審議いただくことに先立ちまして、私の所信の一端と予算の大綱を説明申し上げます。

令和3年10月に町長に就任いたしました。2年目の予算編成であります。新型コロナウイルス感染症については、この5月に感染症法上の位置付けが2類から5類に引き下げられることとなり、マスク着用も個人判断に委ねられるなど、社会経済活動や国民生活は、完全とは言えませんが元の日常に戻ることが期待されます。その一方で、ウクライナ情勢を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食糧価格などの高騰が続いており、国民生活への影響は当面避けられない状況にあります。

こうした中ではありますが、引き続き公約であります、「次世代にしっかり繋いでいけるまちづくり」、「皆さんと一緒に創る未来へのまちづくり」の着実な実現を進めていきたいと考えております。

昨今の社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。1年前の当たり前が当たり前でなくなる、そんな時代の中、デジタル化やグリーン化などの新しい課題にも対応できるまちづくりが求められています。併せて町の将来を、特に設楽ダムを見据えた行財政基盤の確立のための見直しも進めていく必要があります。これらの現状を踏まえ、少しずつではありますがありますが、10年後の町の将来を見据えて各種事業を展開していくことを基本とし、令和5年度予算を編成いたしましたので、ただいまからその概要等について申し述べます。

令和4年に公約でありました行政区ごとの地区懇談会を開催し、多くの貴重な意見や要望をいただきました。このことを踏まえた予算としたいところではありますが、過去からの経緯や行政の仕組みがあること、ある程度の町民の納得を得たものであることが前提であると考えています。したがって、令和4年度予算をベースとしつつ、全世代の町民の皆さんが、健康で楽しく生活するとともに希望の持てる町を維持するため、引き続き設楽ダム関連事業を中心としたハード面と、時代の、地域のすう勢、地域の実情・住民ニーズをできる限り踏まえたソフト面に重きを置いたものとししました。併せて、ウィズコロナを踏まえた対応も必要であります。こうした事業を実現していくためには、有利な財源の活用と効率的な執行は必要不可欠であり、このことも念頭に置いての予算としました。

以上を踏まえまして、最初に、国の令和5年度予算の基本方針及び地方財政対策の概要、次に県の予算編成方針、続いて、町の当初予算編成方針、最後に、当初予算の概要について申し上げます。

はじめに、昨年末に閣議決定されました国の令和5年度予算の基本方針について申し上げます。

「日本経済はコロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いていますが、エネルギー・食糧価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退など厳しさが増しているため、こうした状況の克服のため編成しました第2次補正予算の速やかな実行のほか、構造的な賃上げを目指した「人への投資」の抜本的強化、GX・DXなどの成長分野への投資の促進、こどもに関する政策の充実、全世代型社会保障の構築、「攻めの投資」や輸出拡大による経済構造の強靱化などを図ることとしており、経済財政運営に当たっては、経済の再生を最優先課題とし、経済をしっかりと立て直したのちに財政健全化に取り組む」としています。また、予算編成につきましても「基本方針及びいわゆる骨太の方針に沿って、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向け、人・成長分野への投資や少子化対策、さらに防災・減災、国土強靱化等の国民の安全・安心の確保を始めとした重要な政策課題を実現するためメリハリの効いた

予算編成を行い、その政策効果を国民全てに速やかに届け、わが国経済を持続可能で一段高い成長戦略に乗せていくこと目指す」としています。

一方で、地方財政対策では、令和4年度を上回る一般財源総額の確保が図られますとともに臨時財政対策債の抑制が行われ、歳出項目では「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえた地域のデジタル化や地域の脱炭素化の推進のほか、自治体施設の光熱費高騰への対応経費が計上されています。

次に、愛知県です。県税収入は、上場企業の業績予想が微増となっているものの、新型コロナの感染状況や原油価格・物価高騰の動向による消費関連税目への影響が懸念されますとともに、基金残高の回復の必要があること、歳出も新型コロナへの対応に加え、団塊の世代に関する扶助費の確実な増加、社会情勢の変化や多様化するニーズへの的確な対応のため厳しい財政運営が続くこと、その中でも、新型コロナ対策に全力で取り組むとともに、次なる時代をリードする新たな成長に向けた取組を積極的に推進しつつ、コロナの克服及びウィズコロナ、アフターコロナを見据えた成長戦略のほか、「リニア大交流圏」の形成を始め、13項目を目標として予算を編成しています。

次に、町の当初予算の編成方針について申し上げます。

新型コロナ対策と社会経済活動の両立を継続して進めつつ、引き続き第2次設楽町総合計画に掲げた各施策を着実に実行していくことを基本としています。また、設楽ダム完成の延伸に伴い、関連する事業計画等の見直しや普通交付税等の一般財源、町債新規発行額の抑制、デジタル化・グリーン化の推進などを踏まえた上で、町の将来を見据えた財政のスリム化の必要性を改めて認識しますとともに、令和6年度以降の実現のための方策の検証に心がけました。

併せて、「第2次設楽町総合計画」後期計画の目標指標達成に向けた施策及び過疎計画及び地方創生に係る施策のさらなる展開、また、移住定住施策に人の流れを意識することを追加し、コロナ対策としては、ウィズコロナ、アフターコロナの視点を持ちつつ、必要な対応や対策の的確な実施、町主催のイベント等につきましては、感染状況を踏まえ万全な対策のもと可能な限り実施していくことを基本としました。

最後に、当初予算の概要について申し上げます。

一般会計と8つの特別会計及び簡易水道、下水道の公営企業会計を合わせた当初予算の規模は、前年比6.1%増の90億4,600万円となりました。

このうち一般会計は60億5,478万円で、前年比0.4%増、金額にして2,595万円の増となりました。令和4年度予算では、令和5年度から簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業の特別会計を公営企業会計に移行するための準備資金として、全体で6億円を追加して一般会計繰出金に計上するという特殊要因がありました。令和5年度は、新たに老人福祉施設やすらぎの里の大規模改修、田口小学校給排水施設更新工事のほか、町道や上下水道のインフラ施設の整備のための経費を増額、さらに、令和6年度の学校統合準備のための経費等を計上したことから、令和4年度を若干上回る予算規模となりました。

続いて、主な事業、新規事業などを説明しますが、基本としましては第2次総合計画にある「まちづくりの6つの行動指針」に沿った形で説明してまいります。

最初は「みんなが主役の全員協働のまちづくり」についてであります。

冒頭に述べましたとおり、町民との対話として地区懇談会を実施しましたが、令和5年度も実施する予定であります。町総合計画では、「まちづくりを全員協

働の視点で取り組んでいく」としており、町民との対話が全員協働には必要不可欠でありますので、継続して実施したいと考えています。

その他、具体的な事業といたしましては、年間10世帯の移住者確保の取組を継続しますとともに、令和4年度に設立しました特定地域づくり事業協同組合の活動を支援してまいります。

国は地方への人の流れの拡大を図り、地域おこし協力隊の取組強化を進めることとしていますので、町といたしても新たに3人を採用し、移住定住につながる活動を支援してまいります。

「第2次設楽町男女共同参画基本計画」の改訂を行い、行政と住民がさらなる連携のもと、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2番目は、「森と水が生きる環境共生のまちづくり」についてであります。

恵まれた「緑と水」の自然環境の保全を図るとともに、これらの資源を最大限活用した施策を展開します。

具体的には、適切な森林管理などによる二酸化炭素の排出削減が可能な「J-クレジット制度」の導入を目指し、必要な調査を委託してまいります。

設楽ダムに係る小水力発電施設につきましては、ダム完成が延伸されたものの、令和5年度からダム本体工事が本格化することに合わせて基本計画の策定をします。

環境衛生対策としましては、安定した可燃ゴミの搬送を継続するため、北設広域事務組合へ負担金を支出します。また、新城市、北設3町村及び長野県根羽村で新しいゴミ焼却施設の建設に向けた検討を開始いたします。

それから、町の知名度向上とイメージアップのため、名倉簡易水道の水道水を原料としたアルミボトル缶を製造し、イベント等で配布してまいります。

3番目は、「地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり」についてであります。

農業、林業、水産業や商工業など町の産業を取り巻く環境は、時代の変化、少子高齢化や人口減少により厳しい状況となっておりますが、道路網の整備や設楽ダム建設事業を生かして、産業の活力と魅力を引き出し、観光施策と連携させて活性化を図ります。

具体的には、従来 of 山間地営農等振興事業補助金を充実しますとともに、農業のスマート化や生産増加対策を行う産地パワーアップ事業に対する補助を行います。また、新規就農者等が民間住宅を借りる場合の家賃補助を行い、就農促進の一助といたします。

設楽町観光協会に対しましては、法人化を見据えた組織の充実や民間の視点での組織運営ができる事務局長候補の確保ため補助金を増額します。また、リニューアルしたアグリステーションなぐらを始め、町内道の駅のさらなる連携を進め、町の情報発信と集客向上を図ります。

道の駅したら前の交差点改良及び設楽ダム下流の散策路整備に向けた道路設計に着手してまいります。

今年も開催が予定されております世界ラリー選手権につきましては、昨年の反省を踏まえまして、観戦場所の選定・運営方法などの検討をしまして、さらなる町のPRとイメージアップを図ってまいります。

段戸裏谷原生林があります国有地の一部を購入し、その活用方策について民間の考え方も踏まえた上で検討を進めてまいります。

「オリエンテーリングのまち したら」を目指して、オリエンテーリングフェスタを開催しますとともにオリエンテーリングの普及に努めてまいります。

4番目は、「安全で快適な暮らしやすいまちづくり」についてです。

現在の暮らしから将来まで必要となります道路網を始めとする生活環境や交通環境の整備を図ります。

具体的には、安定した情報提供のため防災行政無線屋外子局のバッテリー交換を行います。また、防災拠点となります庁舎等施設の安全確認のためのカルテ及び緊急輸送道路図の作成を行ってまいります。

引き続き、自主防災組織の活動を支援しますとともに防災力・減災力強化に必要な資機材購入の助成をしてまいります。

消防力を維持するため、消防団に新しい分団及び団員階級を創設してまいります。

田口地区公共下水道整備事業につきましては、引き続き管渠工事及び舗装復旧工事を進めますとともに、宅内工事の推進を図り加入率の向上に努めてまいります。

水道事業につきましては、適正な施設の維持管理に努めるとともに田口地区の給水管の耐震化更新工事及び役場本庁にあります集中監視システムの更新を進めてまいります。

農業集落排水事業につきましては、引き続き津具地区及び名倉地区で施設改修を進めてまいります。

以上、3つの事業につきましては、本年度から財務処理の一部について公営企業法を適用して経営状況の的確な把握等に努め、経営の効率化を進めてまいります。

北設広域事務組合で運営しております情報ネットワーク施設につきましては、学校で利用する回線の機能強化のため設備更新費用を負担してまいります。

町道につきましては、適切な維持・管理に努めますとともに改良工事を始め、橋梁やトンネルの補修を進めます。併せて通学路安全対策についても、引き続きグリーンベルト等の設置を図ってまいります。

林道につきましては、森林整備・林業経営の効率化を図り車両の安全確保のため、改良4路線、舗装4路線の整備を進めます。

昨年全線開通いたしました広域農道につきましては、適切な維持管理のほか、側溝蓋の設置を進めてまいります。その他の農道についても舗装等の整備を進めてまいります。

平成23年度から25年度にかけて実施をしておりました住宅リフォームに対する補助を、令和9年度までの時限立法で復活させます。町民が安心して住み続けるための良質な住宅の形成と性能維持・向上、省エネルギー化を進めるためのリフォームの推進をしてまいります。

5番目は「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」についてであります。

子どもから高齢者、障害者、これを支える家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子育て支援サービス、医療・介護サービス、障害福祉サービス、健康づくり支援等を充実させ、地域住民がお互いに支え合う地域づくりを進めます。

具体的には、老人福祉施設やすらぎの里は、建設後30年を経過し、設備機器等の老朽化が進んでいること、また、入所者のプライバシー保護の観点から2人部屋を1人部屋するため、大規模な改修工事を実施します。

带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始しますとともに、がん患者のアピランスケア支援のための補助金を支給をしてまいります。

保育園では適切な保育の実施を図り、子どもセンター中心に多様な子育て支援サービスを継続してまいります。

つぐ診療所におきましては、在宅医療の充実と一層患者に寄り添った医療サービスの提供をしてまいります。

介護保険につきましては、第8期東三河広域連合介護保険事業計画に基づいて各種事業を進めてまいります。また、高齢者世帯等への配食サービスにつきましては、メニューの充実等を図ってまいります。

国民健康保険は、愛知県との共同運営のもと事業を進めてまいります。安定した財政運営のため段階的に保険料率の見直しを行ってまいります。

第9期高齢者福祉計画を策定しますとともに、高齢者等ふれあいゴミ収集事業の継続、介護予防活動グループへの支援のほか、十分な感染症対策のうえ「認知症カフェ」を実施いたします。

さらに、補聴器等の購入に対する助成のほか、福祉移送サービスやタクシー運行補助につきましては、移動支援モデル事業での実証実験の結果を踏まえて制度の見直しを検討してまいります。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とします「第7期障害者計画、第2期障害福祉計画・障害児福祉計画」の策定を進めます。

「健康日本21・設楽町健康づくり計画」及び「設楽町自殺対策計画」につきましても中間検証を行い、今後の5年間の計画を策定しますとともに町民の心と体の健康を支援する環境づくりを進めてまいります。

基本健診やがん検診におきましては、受診しやすい体制整備を維持しますとともに、個人負担費用の無償化、高校生以下の子どもと65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種の費用の全額補助など、町民の健康寿命の延伸につながる支援をしてまいります。

新型コロナのワクチン接種につきましては、引き続き国の指導に基づいて安全かつ確実にける体制確保に努めてまいります。

最後は、「人とまちの未来を育む教育文化のまちづくり」についてであります。

町民の皆さんが、豊かな人間性を育み、まちの未来を担う人材として活躍することができるよう、「学び」の環境の構築や機会づくりを進めてまいります。また、自然環境の保全や地域文化を継承するための活動を支援してまいります。

具体的には、田口小学校の漏水対策及び公共下水道への接続のため、給排水施設の更新工事を行います。その他、児童生徒の状況に合わせた特別支援教育の充実と教員多忙化解消に必要な体制を維持してまいります。

また、令和6年度からの1中4小体制に向けて必要となりますスクールバスの購入のほか、閉校となります学校の記念誌発行や記念式典等が円滑に実施できる支援を行ってまいります。

奥三河郷土館では、施設案内や展示資料のガイダンスシステムの導入による魅力化の向上を図り、引き続き独自の企画展などを開催して、さらなる集客に努めますとともに情報発信の場となる取組を継続してまいります。

中学3年生を対象とする人材育成研修事業は3年目となります。引き続き、町への愛着を持つとともに将来の町を担う意思を育むことを目的とし、生徒の意見も積極的に取り入れた研修を実施してまいります。

以上、新年度予算の一端を申し上げましたが、新型コロナの収束、ウクライナ情勢の鎮静化を願いますとともに、「次世代にそして未来につながるまちづくり」の着実な実現を目指して、誠心誠意努力していく所存であります。

どうか、議員各位を始め、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。ありがとうございました。

なお、当初予算の詳細については、担当課長が説明いたしますので御了承いただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長 次に、日程第6「教育方針説明」を行います。

教育長から申出がありましたので、これを許します。

教育長 令和5年度の設楽町教育行政の方針を申し上げます。

令和4年7月に教育基本法に基づく「設楽町教育振興基本計画」を策定いたしました。この教育振興基本計画では、「教育は人づくり」を基本理念とし、令和8年度までの計画期間中、5つの取組の柱により施策を展開してまいります。

この計画に基づき、令和5年度に重点的に取り組む内容について申し上げます。

小中学校の学校規模適正化＝小中学校の統廃合についてです。

令和6年4月に田口小学校と田峯小学校を、設楽中学校と津具中学校を統合いたします。この統合に向かって、学校、児童生徒、保護者、地域の皆さん、行政が一体となって、ストレスなくスムーズに行うことができるよう、準備を進めてまいります。

中学校の統合を契機に、制服をブレザーに変更し、ジェンダーレスに対応いたします。ブレザーは田口高校と同じデザインのものとし、統合時には、全生徒がブレザーに切り替えることができるようにするため、統合時まで古い制服を着用している2年生、3年生の生徒に対してブレザーとスラックスまたはスカートを支給いたします。また、津具中学校の生徒については、体操服など一式も併せて支給いたします。田峯小学校の児童についても、冬用の体操服の支給や夏用の体操服への校章の取付けなど対応いたします。

田峯小学校と津具中学校については、それぞれ伝統ある学校を閉じるということから、閉校記念事業を行います。内容としては、閉校記念誌の作成・配付、閉校記念式典やお別れ会の実施が主なものとなります。既に、それぞれの地区住民が中心となって実行委員会が設立され事業が進められています。この事業が円滑に進められることができるよう必要な予算措置を講じます。小中学校の統廃合については、「小中学校統合だより」の発行・配布により、広く、タイムリーに住民等に周知してまいります。

令和8年度以降の小中学校学校規模適正化については、各学校区の移住定住施策等の成果や児童数の推移等将来の状況を見極めながら、新たな統合も視野に入れ、継続的に検討を行います。検討に当たっては、教育委員会だけでなく、保護者や児童、地域住民、教職員にも意見を求めてまいります。

小中学校の統合を契機に、地域住民が学校運営に協力する体制を整えるため、コミュニティ・スクールの推進を図ります。子供の資質や能力は、地域の中で多

様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであることから、保護者や地域等の支えが必要となります。また、教職員の多忙化解消などの働き方改革の一助となることも期待されます。

小学校、中学校それぞれの学校との交流事業を展開します。設楽町内の児童生徒みんなが友達となり、それぞれの学校の良いところをみんなで共有し、「設楽町は一つ」という意識の醸成を図ります。校長会や各学校の中で協議しながら、可能な校外活動や行事、授業から実践することとします。

児童生徒、教職員へ1人1台整備したタブレット端末の有効活用として、学校と家庭を結んだオンライン学習だけでなく、学校間の集合学習や交流事業などへの利活用を進めます。

中学生の国際交流事業についてです。令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により、中学生海外派遣事業を見合わせてまいりました。令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが、現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられることとなりましたので、令和6年度以降の事業再開について検討いたします。この場合、中学の生徒数減少などに伴い、ホームステイの受け入れの確保が難しくなっていることもありますので、内容の見直しを含めて検討いたします。令和5年度については、令和4年度と同様に、代替事業として、国内での人材育成研修事業を実施いたします。

特別な教育支援を必要とする児童生徒には、保護者や関係機関との連携により、特別支援学級等により、その子に合った支援を引き続き行ってまいります。

小中学校でのキャリア教育を推進し、特に地元企業での学習機会を設けることで、地場産業に対する理解を深め、地域を愛する心を育みます。

コロナ禍での経験を踏まえ、どんな環境下、制約下でも学びを止めることがないよう、あらゆる支援や対策を行い、ICTを積極的に活用するなどして、子どもたちの学びを最大限保障するよう努めてまいります。

子どもの世界では「いじめ」、大人の世界では「ハラスメント」などが、なかなか絶えることがない社会となっています。学校、地域、家庭、行政などの関係機関が連携し、いじめやハラスメントを放置することのないよう、日頃から取り組んでいく体制を整備します。

児童生徒や保護者、教職員が悩みごとを相談できる体制も整えてまいります。

教職員の多忙化解消、働き方改革の推進に努めます。日頃の小中学校教職員の残業状況の把握に努め、フィジカル面、メンタル面双方のケアができるような相談窓口などの整備を進めます。

中学校教職員の負担をできるだけ軽減できるよう、運動部活動について、土日の地域移行に向けた取組を始めます。

保護者とのコミュニケーションを十分図りながら、開校、閉校時間、これに連動したスクールバスの運行時間等の見直しを行います。

目まぐるしく変わる時代に即した教育活動を展開するため、現在の教職員にとって負担となっている、旧態依然とした学校訪問や研究発表・論文提出などの学校行事等は、「何が、児童生徒にとって真に必要な学校教育なのか」を大前提に見直しを検討いたします。

生涯学習を充実させ、住民の学ぶ機会を増やし、人生の楽しみをさらに広げます。住民が自らの得意分野に関する講師となって、生涯現役で活躍できるような方法を検討いたします。

文化芸術団体会員の高齢化が顕著になっています。引き続き団体活動への支援、指導者や新規会員の育成に努めるとともに、幅広い年代で参加できる催しの開催を検討いたします。

児童生徒のスマホ依存、ゲーム依存が社会的な問題となっています。児童生徒の健全育成の観点から、読書活動を推進いたします。小中学校の児童生徒が、タブレット端末を活用して、町内2か所にある図書館の蔵書について、学校での受取・返却ができるような仕組み等を検討いたします。

学校給食の安定的な提供についてです。

令和4年度において慢性的な調理員不足のため栄養価を計算した献立どおりの給食提供が滞った時期があり、また、現行の学校調理場では食物アレルギーに対応する給食を調理することが難しい状況となっています。安定的に、安心・安全でおいしい給食を提供するためには、学校調理場の集約を含めた再編が急務となっています。関係機関と十分協議の上、早急に事業化を進めます。

旧奥三河郷土館等で保存している貴重な文化財の整理について、令和5年度末までに完了させます。

奥三河郷土館は、歴史・文化を学ぶ教育施設という位置付けにとどまることなく、道の駅したらの拠点施設として、新たな運営方法を視野に入れ、観光や交流事業との連携を推進いたします。企画展・特別展を開催し、広く町内外に設楽町の情報発信をしてまいります。

教育を取り巻く環境は、今後もそのときの社会情勢の変化に伴い、様々な状況になっていくことが予想されます。どのような状況となっても、教育行政が少しでも滞ることになってはなりません。設楽町の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、地域や学校と連携して、また、町当局と協議・調整を重ねながら、着実に教育行政の推進をしてまいります。

議員各位を始め、町民の皆様にも、なお一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。令和5年度の教育方針といたします。ありがとうございました。

議長 お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしでありますので、10時5分まで休憩といたします。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時05分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 報告第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第1号、「専決処分の報告について」を説明しますので、4ページ、5ページを御覧ください。

津具地内で施行しています「津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する業務委託」につきましては、令和4年6月3日開催の定例議会において、委託契約の締結に係る議会の議決を得た愛知県への委託事業であります。

今回、「設楽町長の専決事項の指定」第1項に該当する「300万円以下の契約金額の変更」が生じたので、「地方自治法」第180条第1項の規定により、令和5年2月6日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の主な変更内容につきましては、愛知県が発注した関係工事の実績金額が確定したことにより、工事費が1,000円減額となったことに伴い委託契約金額の変更を、5,605万2,000円から、5,605万1,000円に1,000円減額を行ったものです。

なお、本年度行った工事の内容は、資料中7ページの図面のページに記載しています赤色部分となります、中継ポンプ施設の更新と処理場施設の一部の更新であります。

詳しい変更工事内容につきましては、生活課長より説明させていただきます。
生活課長 ただいま、副町長より説明がありましたとおりであります。今回の主な変更点を説明させていただきたいと思っております。津具の処理場の放流流量計、それから返送汚泥流量計及び引抜汚泥流量計を令和5年度に交換予定しておりましたが、その流量計の動作不良が頻発するようになったため、1年前倒しで交換したことによるもので、入札残と調整した結果、1,000円の減額となったものでございます。

以上でございます。

議長 趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はございませんか。

7 金田(文) 今回の変更については、よく分かりました。

今出していただいた資料の7ページですが、令和5年度以降青印となっているのですが、青いところが分からなかったのですが、令和5年度以降はどこをなされるのか、お願いします。

生活課長 分かりにくい資料を作りまして申し訳ございません。令和5年度以降の青印の部分は、下のほうの、処理場の中の設備の更新を予定しておりまして、その1点ですので青印で表示しておりませんが、そういうことで、お願いしたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号は終わりました。

議長 日程第8、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 報告第2号、「専決処分の報告について」を、説明しますので、8ページ、9ページを御覧ください。

令和3年12月2日の議会臨時会で議会議決を得た、田口地区の下水道の整備工事、「令和3年度 特定環境保全公共下水道事業 管渠布設工事 (R3-1)」に係る工事請負契約について、今回、「設楽町長の専決事項の指定」第1項に該当する「300万円以下の契約金額の変更」が生じたので、「地方自治法」第180条第1項の規定により、令和5年2月20日に別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の主な変更内容につきましては、4点ありまして、1つ目が、下水道管渠布設に当たり、当初設計とは異なる岩盤が発生したことにより、工法及び土工事の数量を変更したこと。2つ目として、既設埋設物の位置が当初設計と異なっているため、布設ルートの変更を行ったこと。3つ目として、地権者との意向調整を行い公共柵の設置工事の変更を行ったこと、4つ目として、交通誘導員の人数変更を行ったことなどの変更を行ったものであります。

具体的には、資料の変更内容のとおりであります。各工種の変更を行いました。その結果、当初契約金額、9,570万円から9,556万8,000円に、13万2,000円減額する変更であります。なお、請負業者はカネハチ建設株式会社であります。

詳しい変更等、工事内容につきましては、生活課長より説明させていただきます。

生活課長 それでは、11ページの図面を御覧いただきたいと思います。ただいま、副町長より説明がありましたとおりでございますが、今回の主な変更点は、①岩掘削工の変更で、当初設計では、ほぼ全線で硬岩が確認されると想定しておりましたが、赤丸付近でしか確認されず、さらに機械で掘削できる硬度であったため、岩掘削工420立方メートルを機械掘削270立方メートルに変更したものでございます。

それから②ですが、2つ表記がございまして、上のほうの、5086 - 2路線の布設ルートの変更、これは、青線が当初設計していたルートでございます。それを、緑線に変更したというルートでございまして、青線でやろうとしたところ、下越しの予定であった既設雨水管が想定より深く、青線では下越しができなかったため、緑線のとおり布設ルートを変更しました。

それから、下の方の②5064路線の布設ルートの変更で、こちらは、変更したものが緑線でございますが、国道257号線で既設水路が想定と異なっていたため、水路と交差させないように緑線のとおり布設ルートを延伸したもので、②の2か所合わせて硬質塩化ビニル管布設工を770メートルから913メートルに変更したものでございます。

それから、③地権者への意向確認結果を踏まえ、公共ます設置工を43か所から55か所に増工したものでございます。

それから、④上記の変更に伴い、交通誘導員を497人から721人に増工したものでございます。

以上でございます。

議長 趣旨説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第2号は終わりました。

議長 日程第9、議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」から日程第10、議案第2号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第1号及び議案第2号については、関連がありますので一括して説明させていただきます。

議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」及び、議案第2号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、12ページと16ページを御覧ください。

「設楽町消防団条例の一部の改正について」、及び、「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、「地方自治法」第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由といたしましては、先日の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、現在の消防団組織体制では、基本団員数が減少し、団員一人当たりの業務負担が増えているため、現在の基本団員と地域支援団員の間、新たに準分団長、準副分団長、準基本団員という団員階級を創設し、有事の際の対応を強化することと、3つの階級を追加したことに伴い、この階級の年間の報酬額及び退職報償金の支給を定めるための改正であります。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

総務課長 まず、「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」です。新旧対照表14ページを御覧いただきたいと思っております。

第4条の改正は、団員の種類に準基本団員を追加するものであります。

第5条の改正は、年齢に関しまして、準基本団員を地域支援団員と同様の年齢要件とすることを追加しております。

別表第1の改正では、報酬の額を準基本団員に属します、準分団長、準副分団長、準基本団員について、いずれも年額で1万8,500円——これは、基本団員の半額になっておりますけれども、と定めるものであります。

続きまして、退職報償金の支給に関する条例の関係です。これも、新旧対照表の18ページになりますが、御覧ください。第2条に2項として追加をしております。第2条は、退職報償金について定めておりますけれども、ここに2項として、準分団長、準副分団長、準基本団員についても地域支援団員と同様の退職報償金を支給するように規定するものであります。

説明は、以上になります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は、1件ごとに行います。

議案第1号「設楽町消防団条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第1号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号を、総務建設委員会に付託いたします。

議長 議案第2号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第2号を、総務建設委員会に付託することに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第2号を、総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第11、議案第3号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第3号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を説明しますので19ページを御覧ください。

「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例」については、地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由については、3点。令和5年度の税制改正に合わせて、3つの法律の一部が改正されたことに伴う改正であります。

1つ目は、国民健康保険法施行令の一部改正により、賦課限度額の引上げ及び軽減措置判定基準を改正するものであります。

2つ目は、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金を増額改正するものであります。

3つ目は、雇用保険法施行規則等の一部改正により、非自発失業者の国民健康保険料の減免に必要となる、雇用保険受給資格の確認などの手続きを改正するものであります。

詳細につきましては、町民課長から説明させていただきます。

町民課長 それでは、私のほうから、「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」御説明させていただきます。

21ページの新旧対照表において御説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

まず、出産一時金についてです。第5条において、出産一時金として現在40万8,000円を支給するとなっておりますが、これが引き上げられまして、48万8,000円を支給するというように改正されるものでございます。

続いて、第2項のほうで後期高齢者支援金等賦課限度額、今、20万円を超えることができない、と規定されているのが、22万円を超えることができないという改正になっております。

続いて、22ページにいきまして、33条第2項の中で、28万5,000円という保険料賦課限度額が29万円に改正されております。

第3号において、52万円が53万5,000円に引き上げがされております。

続いて、23ページのほうにいきまして、第4項の中で、20万円が、先ほど申し上げました、後期高齢者の賦課限度額の引上げに伴いまして、同じように、20万円という表現が22万円に引上げされております。

最後に、第5号の中で、特例対象被保険者等に係る届出という中で、雇用保険受給資格者証のほか、同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の掲示を再度求めるということで、提出書類の追加が、法の中でされたということであり

ます。
以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

5 今泉 新旧対照表の第5条で、「必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算する」と書いてありますが、これはどういうときでしょうか。教えてもらいたいです。

町民課長 申し訳ございません、その資料がございませんので、すぐ調べて後ほど御回答させていただきますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 5番、あとでよろしいですか。

(異議なし)

議長 これで、質疑を終わります。

議案第3号を、文教厚生委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を、文教厚生委員会に付託いたします。

議長 日程第12、議案第4号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第4号「町道路線の変更について」を説明しますので、24ページを御覧ください。

町道路線を変更するため、道路法第10条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出するものであります。

変更の理由につきましては、「町道杉平横吹線」につきまして、起点側の土地所有者より町道一部廃止の申請がありました。土地の所有者等を確認したところ、廃止申請道路沿いには、申請者以外の土地はなく、また、この行き止まりの町道の利用者も申請者以外は使用していないため、町道の一部廃止を行ってもほかへの影響はないと判断し申請を受け付け、一部町道を廃止するものであります。そして、一部廃止に伴い、起点側を変更するため、「道路法」第10条第2項の路線の変更に係る起点の変更について、同法第8条第2項を準用する第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

廃止する町道の位置関係は、別添25ページの「位置図」を御参照ください。

赤色の路線部分が廃止申請を受けた範囲であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 これ、以前から問題になっておったのを、交渉というか、係争中というか、そういう土地だったと思うのですけれども、申請があったというのはいつ頃だったのでしょうか。

それから、長年それぞれの主張があって、なかなかあそこを通してもらえないとか、通さないとかいう話になったと思うのですが、その経過について、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上です。

建設課長 この申請につきましては、申請者の地主さんのほうから、昨年の夏あたりに申請がありました。実は、議員がおっしゃられた係争中というか、争っていた相手方の御兄弟の方が亡くなられたものですから。去年の夏の時点では、地主さんのほうからこういう申出があったのですが、まず、土地のほうの名義が変わっていなかったものですから、この時点で、名義が変わったら再度申込みをしてください、そういう言い方をお願いをいたしました。再度、12月くらいにまた申請が出てきまして、その時点で、地主さんの土地に名義を変更しましたよと確認が取れたものですから、それで、今回起点変更という経緯になりました。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

7 金田(文) 係争中というのは、今初めて知ったことですが、町道ではなくなくて、この方の私道になるということですか。そうすると、修繕とかそういうものは、もう町がしなくてもよろしいと、御本人がおっしゃっているという意味ですか。

建設課長 まさに、私道というか、この地主さんの家に行かれる道の間ということで、普通の一般的な、お宅の家まで行く道というか、民地内の個人の土地を通るということになります。この方は、町道が自分の民地内に通っていると、今後の土地の有効利用を考えているみたいで、そうすると、思うように使えないということで、今回このような申請がありました。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

議案第4号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第4号を総務建設委員会に付託いたします。

議長 日程第13、議案第5号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「工事請負契約の変更について」を説明しますので、26ページ、27ページを御覧ください。

本議案につきましては、令和4年7月15日の議会臨時会で議会議決を得た、長江地区の配水管更新の整備工事、「令和4年度簡易水道配水管更新工事（長江地区）」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、配水管、送水管の施工時において、土工事で岩掘削の追加が生じたこと、現況の町道の舗装状況が悪く、舗装復旧影響幅が広がり、舗装復旧面積、また、舗装取壊しやアスファルト殻の処分量が増えたこと等により、変更を行うものであります。

具体的変更内容は、資料のとおり、配水管、送水管について、各種、ほとんど、若干ではありますが施工延長を追加し、舗装復旧面積も追加変更しました。

その結果、当初契約金額、1億3,530万円から1億3,851万4,200円に、321万4,200円増額する変更であります。なお、請負業者は設楽建設株式会社であります。

詳しい変更等、工事内容につきましては、生活課長より説明します。

生活課長 それでは、28ページの図面を御覧いただきたいと思えます。ただいま、副町長より説明がありましたとおりでございますが、今回の主な変更点は、配水管、送水管布設時の土工に係る岩掘削工を14立米追加し、舗装取壊工を711平方メートルから1,115平方メートルに変更し、アスファルト殻処分量を36立米から110立米に変更し、現地精査による配管変更に伴い変更内容の配水管、送水管は図の記載のとおりに変更し、道路の舗装状態が悪く、影響幅を広くとったことによる舗装復旧面積を702平方メートルから954平方メートルに変更したことによるものでございます。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

7 金田(文) 老朽化の、この工事が必要になった、布設してから今までの年数はどれくらいだったのでしょうか。それから、新たに布設する管は何年くらいもつものなのでしょうか。

生活課長 今回の変更は、耐震化のために、地震が来たときに強い管を布設するために行っているものでございます。今御質問の、取り替える管は施工からどれくらいたっているかという御質問の資料が今ございませんので、調べて説明させていただきます。お時間をいただけたらと思えます。

議長 7番、よろしいですか。

7 金田(文) はい、お願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時47分

議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

生活課長 大変お待たせして申し訳ございません。長江地区の、取り替える前の既存の水道管でございますが、平成2年に施工したものでございまして、もう約33年経過しております。

それから、水道管の対応年数でございますが、法定耐用年数が40年となっております。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 建設課長から、文言の訂正の申出がございましたので、許可いたしました。

建設課長 私、先ほど、町道路線の変更の議案の回答の中で、個人名を言ってしまいましたが、公開条例等に抵触するおそれがありますので、個人名ではなく、「地主」という表現に替えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、課長より訂正の申出がございました。意見のある人は。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

それでは、同意されたということによろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは、議事録の訂正をさせていただきます。

議長 続きまして、日程第14、議案第6号「工事請負契約の変更について」から日程第15、議案第7号「工事請負契約の変更について」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第6号及び議案第7号について一括して説明させていただきます。

29ページからの議案第6号及び32ページからの議案第7号の「工事請負契約の変更について」に係る2議案につきましては、令和4年2月16日の議会臨時会で議会議決を得ましたが、いずれも一部工事費の変更が生じたので「地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まずはじめに、議案第6号「工事請負契約の変更について（令和3年度 特定環境保全公共下水道事業 管渠布設工事（R3-2）」を説明しますので、29ページ、30ページを御覧ください。

主な変更内容は、4点ありまして、1点目は、下水道管渠布設に当たり、当初設計とは異なる岩盤が発生したことにより、工法及び土工事の数量を変更することとなったこと。

2点目として、交通誘導員の人数変更を行ったこと。

3つ目として、民地内施工に当たり地権者との調整を行った結果、今年度承諾が得られなかったため減額変更を行ったこと。

4つ目として、施工に当たり、振動などで家屋への影響のおそれのある箇所、事業損失防止調査2件の追加変更を行ったものであります。具体的な変更数字は、資料の変更内容のとおりであります。各工種、変更を行ったものであります。

その結果、当初契約金額、1億10万円から1億637万9,900円に、627万9,900円増額する変更であります。

なお、請負業者はカネハチ建設株式会社であります。

次に、議案第7号「工事請負契約の変更について（令和3年度 特定環境保全公共下水道事業 マンホールポンプ設備工事）」を説明しますので、32ページ、33ページを御覧ください。

主な変更理由は、土地所有者との調整を行った結果、マンホールポンプ1か所について、今年度、土地の使用承諾が得られなかったため減額変更を行ったものであります。具体的な変更数字は、資料の変更内容のとおり、変更を行ったものですが、その結果、当初契約金額、6,160万円から5,270万2,100円に、889万7,900円減額する変更であります。

なお、請負業者は、新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店です。

2件の工事の詳しい変更等工事内容につきましては、生活課長より説明させていただきます。

生活課長 それでは、議案第6号のほうから説明させていただきたいと思います。31ページの図面を御覧いただきたいと思います。

ただいま、副町長より説明がありましたとおりでございますが、今回の主な変更点は、①岩掘削工の変更といたしまして、下水道管渠を布設するに当たり、想定より岩盤が多く確認されたため、岩掘削工を120立米から380立米に、また、交通誘導員を467人から617人に変更するものでございます。

それから、②地権者から土地の使用の承諾が得られなかったため、5038-2路線を減工し、硬質塩化ビニル管布設工61.2メートル、それからポリエチレン管布設工14.4メートルを減工するものでございます。

それから、③立坑掘削時の家屋への影響を調査するため、事業損失防止調査を2件新規計上するものでございます。

それから、議案第7号の説明をさせていただきます。34ページの図面を御覧いただきたいと思います。

変更点としましては、変更減と図面の中に記載してある1か所ですが、土地所有者と調整の結果、土地の使用承諾を得られなかったため、マンホールポンプ機械・電気設備工、1か所の減工をするものでございます。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1件ごとに行います。

議案第6号「工事請負契約の変更について」の質疑を行います。

7 金田(文) 5038-2路線の減工について、もう少し詳しく教えてほしいです。そして、これを減工することによって、ほかの排水管への影響というものはありませんか。

生活課長 もう少し詳しく、予定していた青い路線に、管渠とかマンホール、マンホールのポンプを布設する予定にしておりましたが、地権者の承諾を得られずに、そこができずにそれを減工したものでございまして、影響は予定していた所が排水処理ができないということで、引き続き地権者との交渉、それから、交渉ができなかった場合は別ルートで施工をする計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

7 金田(文) 今、課長さん、1件ごとじゃなくて、両方ともマンホールポンプというところ、後の議案かと思ったのですが、一緒に答えてくださったのですか。

生活課長 減工した箇所が、マンホールを含めた布設箇所、それから、減工したマンホールに設置するポンプということで、同じ箇所ですので同じ答え方をさせていただきました。

以上です。

10田中 これ、県事務所の駐車場になっている所だと思うんですね。それで人家はないんですね、事務所の所に。道上に県事務所と、すずよしと、マルキさんのうちがあったり、とにかく国道沿いにあるんですね。そこへ流すための管渠なのか、だとすると、この代替えというのはどういう方向でいくのか、マンホールポンプも含めて。マンホールポンプは圧をかけるために何か所か下流のほうに設置されると思うのですが、そういうことで、減になった所をどこかへ造らなければいけないのか、そのままでいいのかという点を教えてください。

生活課長 今田中議員の言われました、県の職員さんがよく使ってみえる駐車場から奥、ちょっと高い所ですが、道路沿いに民家とか豊橋鉄道さんの事務所とかあるかと思いますが、そちらの汚水を処理するための経路でございまして、いろいろな施工方法がございまして、それをこれから検討していくということになります。少なくとも現行でもポンプで圧送しないと高低差で汚水が送れないということでございますので、そちらも含めた検討をさせていただきたいということでございます。

以上です。

7金田(文) ちょっと場所が。豊橋鉄道の事務所とおっしゃいましたか。昔、豊橋鉄道の事務所だった所の意味ですよ。はい、了解しました。このマンホールポンプは、田口の平らなのが一旦全部集まって一段階ポンプアップし、上原の公設トイレの所でもう一度アップしてという2段階になっていると思うのですが、その1段階目のポンプのことでしょうか、それとも、その1段階目のポンプとは別に、1段階目のポンプまで送る、もう一つ小区域のポンプのことでしょうか。

生活課長 お答えさせていただきます。今想定していますポンプは、個人宅から既設のメインの管線に送るためのポンプでございまして、もっと具体的に言いますと、鹿島川の駐車場に行く橋がございまして、その橋を乗り越えて送るといって、高低差を解消して送るためのポンプでございまして。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

6金田(敏) 変更理由の3番のところですが、事業損失防止調査とあります。これは推進工法の立坑ですね、もしそうならば、事前調査2件と書いてありますが、推進工法だったら、推進工法が終わった後の事後調査はやらなくてもいいという変更ですか。

生活課長 議員のおっしゃられるとおり、推進工法に対する事業損失防止調査でございまして、その調査結果、家屋に影響を与えていないという結果でございます。

以上です。

6金田(敏) 私が言うのは30ページのことですよ。30ページのところの変更理由③に、事業損失防止調査、事前調査2件を新規計上と書いてあるのですけれども、推進の建物調査だったら事前と事後とあるはずなのですか、事後調査はやらなくてもいいのですかということです。

生活課長 たびたび申し訳ございませんが、答弁の正確性を求めるために、お時間をいただきたいと思います。

議長 休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10分程度でいいということですので、11時15分まで休憩といたします。

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

生活課長 お時間をいただきまして、申し訳ございません。先ほどの議員からの質問でございますが、事業損失防止調査、事前調査を行いまして、立坑の推進工で施工をして工事を完了しました。その後に、工事が完了した後、調査対象者の御家庭にお話ししましたところ、調査対象者の方も家屋等に被害がないということで、事後調査を望まれませんでしたので、事後調査は行っておりません。

以上でございます。

6 金田(敏) 多分これ、推進工法ですから、薬物注入の地盤膨張の調査だと思うのですが、地元の方が事後の調査を望まなかったということですね。その後のトラブルは一切ないと、そういう解釈でよろしいですね。

生活課長 こちらの調査の内容について説明させていただきます。31ページの図面を見ていただきますと、緑色の枠みたいので囲まれていて、「到達立坑」という文字と、その奥の方の写真で「発信立坑」という枠がございます。そのそれぞれの枠の所に約3.5メートルの深さの立坑を両方掘りまして、その立坑をベースに推進工法という横に抜く工法で穴を開けていくわけなのですけれども、この立坑を掘るに当たりまして、岩盤がすごく固くて深さも3.5メートルと深いものですから、こちらの隣に書いてあります調査対象1とか2の家屋等に振動の被害で家屋にひびが入ったり、そういうことの調査が事業損失防止調査という名目の調査でございます。

以上でございます。

6 金田(敏) それでは、もう一度お聞きします。立坑をやるための薬液注入による地盤膨張調査ではなかったということですね。

生活課長 そのとおりでございます。

議長 ほかにございませんか。

3 七原 今回の答弁の中で、地権者の方が事後調査を望まなかったということでしたので、そういう事後調査を希望しませんという一筆はもらっているのでしょうか。

生活課長 書類をいただいております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第7号「工事請負契約の変更について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、議案第8号「令和4年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」から日程第22、議案第14号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計補正予算(第3号)」までを一括して議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号から議案第14号までについて、一括して説明させていただきます。7件の補正について説明をしますので、少し時間をいただきますが、よろしくをお願いします。

まずはじめに、議案第8号「令和4年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」について説明しますので、35ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,147万円を減額し、予算総額を63億119万5,000円とするものであります。

第2条の「繰越明許費」については、40ページの第2表を御覧ください。

「事業名」欄に記載する8件の事業は、いずれも年度内に事業が完了できないと見込まれるものでありまして、本議会の議決を経て、令和5年度に繰り越して執行させていただくものであります。

1つ目の、3款民生費、出産、子育て応援交付金事業は、令和4年度以降に妊娠、出産した子育て世帯を対象として、妊婦と新生児にそれぞれ5万円を給付する国の事業ですが、対象期間が令和5年度9月末までとしているため、来年度以降の対象者分を繰り越して執行します。併せて、当交付金の執行に伴う電算システム改修委託についても、事業終了後まで保守等が含まれているため、繰り越して執行するものであります。

2つ目の、6款商工費、プレミアム付商品券事業は、新型コロナウイルス感染症による経済対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、プレミアム付商品券事業を実施するものです。必要経費のうち、プレミアム分の2分の1、1億4,000万円は、愛知県の「げんき商店街推進事業費補助金」を充当予定としておりますが、令和5年度の補助の詳細が現時点では不透明なため、財源は地方創生臨時交付金と一般財源として繰り越して執行させていただきます。

3つ目の、6款商工費、国有林野用途廃止等関係図書作成事業は、裏谷地区に計画している、きららの森整備構想について、ビジターセンターも含め構想の見直しを行いました。国有林を購入して事業を進めるか再度検討した結果、昨年度までに測量、杭打ちをした範囲のきららの森整備予定地を購入する方向としたた

め、来年度の購入、入札に間に合わすように、国有林野用途廃止関係図書作成業務を繰り越して執行するものであります。

4つ目の、7款土木費、潰れ地用地調査測量事業は、調査対象箇所、町道谷合知生線に着手した結果、土地の形状から基準点を追加する必要が生じたことと、調査面積を精査した結果、面積に変更が生じたため、年度内作業が困難となり、令和5年度に一部の作業を繰り越して実施するものであります。

5つ目の、7款土木費、橋りょう修繕設計事業は、橋りょう点検により修繕が必要と判断された、西納庫地区下山橋については、橋りょう修繕設計と併せて道路線形の変更及び橋りょうの架け替え等を検討する業務委託であります。橋りょう下部工の設計等に地質データの追加業務が必用となり、地質調査——ボーリング調査等ですが、を追加するため、年度内作業完了が困難となり、令和5年度に繰り越して実施をするものであります。

6つ目の、7款土木費、道路改良事業は、町道田口神田線の改良工事に先立ち電柱の移転が必用でしたが、電力会社等との移転調整、及び作業に不測の時間を要したことから、当該工事の発注が遅れ、年度内作業完了が困難となり、令和5年度に繰り越して実施するものであります。

7つ目の、8款消防費、消防ポンプ自動車更新事業は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により、半導体等の不足や、国内外の流通の乱れ等により、車両の納品に遅れが生じ、年度内納品が困難となりましたので、令和5年度に繰り越して実施するものであります。

8つ目の、9款教育費、給食調理場センター化調査事業は、既存の各給食調理場について、改築、センター化など具体的な方針、方向性を進めるためには、現状の課題の把握が不可欠であります。各調理場の施設、機器類、調理員配置の検証、その他の課題など、現地調査や関係者等への聞き取りなどを行った上で、検討結果を取りまとめる必要がありますが、調査等には時間を要しているため、令和5年度に繰り越して実施するものであります。

第3条の「地方債の補正」については、41ページの第3表を御覧ください。

第3表に記載する地方債補正によるもので、辺地対策事業債は、農道改良事業が、事業中止に伴う補正で、80万円の減額であります。

過疎対策事業債は、「起債の目的」欄に記載する4件の事業について、事業の未執行、事業費の確定などにより、借入予定額の補正で、1,300万円を減額するものであります。

なお、地方債全体については、1,380万円の減額ですが、詳細については、歳入の町債のところにおいて説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので、今回の補正予算は、コロナ禍での事業の縮減、中止に伴う減額を始め、人件費の整理、決算状況を踏まえたものや事業費の確定に基づく更正減がほとんどですので、個々の詳細な説明は省略し、主だった増額や減額補正を中心に説明させていただきます。

まず最初に、64、65ページを御覧ください。

2款総務費、1項、2目「財産管理費」、14節、工事請負費、2,300万円の減額は、公共下水道の宅内配管工事を、当初予算は3施設を施工予定していましたが、役場本庁舎工事が翌年度、他の工事での対応となったことと、他の2施設の入札結果により減額補正するものであります。

3目「電子計算費」、12節、委託料、656万9,000円の減額は、申請管理システム導入委託について、国からのシステム導入方法の修正指示により発注が安価となったため減額補正するものであります。

4目「自治振興費」、18節、負担金補助及び交付金、360万円の減額は、神田豊橋交流事業補助金が、コロナ禍の影響で事業中止のため補助申請がありませんでした。また、地域づくり支援事業交付金、地元愛創造プロジェクト交付金は、いずれも地域の団体からの交付申請の減少に伴い減額補正するものであります。

5目「企画費」、12節、委託料、486万2,000円の減額は、数値地形図作成業務委託の発注内容の精査と、事業費の確定による減額補正であります。

18節、負担金補助及び交付金、135万6,000円の減額は、町イベント補助金がコロナ禍の影響等で申請が減少しており減額補正するものであります。

66、67ページを御覧ください。

6目「移住定住推進費」、18節、負担金補助交付金、1,337万円の減額は、記載の4つの補助金がいずれも事業の縮減、事業費の確定による減額であります。

8目「ダム対策費」、12節、委託料、2,313万3,000円の減額は、本年度、国より設楽ダム建設事業の工期8年延長の説明を受け、今年度の小水力発電事業基本設計業務委託の発注を見合わせたことによる減額補正であります。

10目「情報通信基盤整備費」、18節、負担金補助及び交付金、474万7,000円の減額は、北設広域事務組合の補正予算に基づく補正ですが、主な補正理由は、歳入で損害保険金が入ったこと、移設補償金を受けたこと、ネットワーク使用料が増額していること等により減額補正するものであります。

68、69ページを御覧ください。

2項徴税费、1目「徴税総務費」、7節、報償費、45万円は、ふるさと納税返礼品の見込み確定による減額であります。

2目「賦課徴収費」、12節、委託料、86万9,000円の減額は、軽自動車税システム改修委託について、国主導とし、市町村の負担が無くなったことによるものであります。

7項交通対策費、1目「交通対策安全費」、14節、工事請負費、300万円の減額は、通学路安全点検で安全対策の必要箇所が少なかったことによる減額補正であります。

2目「公共交通費」、18節、負担金補助及び交付金、272万1,000円の増額補正は、豊鉄バス、田口新城線の乗車人数が減少している実績に伴い、町からの補填額を増額するものであります。

また、高齢者福祉タクシー運行補助金についても、運行実績により増額補正を行うものであります。

70、71ページを御覧ください。

3款民生費、1項、2目「障害者福祉費」、22節、償還金、利子、割引料の658万4,000円の増額は、令和3年度障害者福祉サービス費等給付費に国、県からの負担金が見込み誤りにより超過交付となっており、令和3年度障害者自立支援給付費負担金等の返還が生じたことにより補正するものであります。

72、73ページを御覧ください。

7目「国民健康保険費」の操出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

2項児童福祉費、1目「児童福祉総務費」、12節、委託料、270万円は、繰越明許費で説明した、出産、子育て応援交付金事業を実施するための、電算システム改修委託を補正するものであります。

また、18節、負担金補助及び交付金、210万円の増額は、出産、子育て応援交付金事業として、該当する妊婦と新生児にそれぞれ5万円を給付するための補正です。財源は国と県から6分の5の補助を受けて行うものであります。

2目「保育園費」、22節、償還金、利子、割引料、72万5,000円は、保育園措置費について、実績、交付額決定に伴い超過交付分の返還が生じたため増額補正するものであります。

74、75ページを御覧ください。

4款衛生費、1項、2目「予防費」、18節、負担金補助及び交付金、111万6,000円の減額は、妊婦健診費及び不妊治療費助成とも1月現在までの実績により精査し減額する補正であります。

3目「つぐ診療所費」の操出金については、特別会計補正予算の中で説明させていただきます。

5目「斎苑費」、12節、委託料、25万3,000円は、旧斎苑解体撤去工事監理業務委託の業務確定により減額するものであります。

14節、工事請負費、94万円の減額も、同様に工事完了により減額する補正であります。

6目「簡易水道費」の操出金については、特別会計補正予算の中で説明させていただきます。

76、77ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項、2目「農業振興費」、18節、負担金補助及び交付金、885万9,000円の減額については、記載されています、負担金、交付金、また4つの補助金について、いずれも今年度の実績に基づき減額補正するものであります。

3目「農地費」、14節、工事請負費、744万4,000円の減額は、農道舗装工事及びかんがい排水工事とも、地元調整の結果、本年度の施工を中止したことと、農道改良工事は今年度予定しておりました広域農道ののり面工事について、愛知県と調整の結果、県で翌年度施工することに変更したことにより減額補正するものであります。

また、18節、負担金補助及び交付金、170万1,000円の減額につきましては、2つの負担金は、いずれも、本年度の事業の実績額に基づく変更であります。

4目「農業集落排水費」の操出金については、特別会計のほうで説明させていただきます。

78、79ページを御覧ください。

2項林業費、2目「林業振興費」、7節、報償費、1,059万円は、有害鳥獣捕獲奨励金及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業報償について、捕獲頭数の増加による補正であります。

また、12節、委託料、910万円の減額は、あいち森と緑づくり事業委託として、あいち森と緑づくり人工林整備事業候補地取りまとめ業務委託を行い、事業量の確定に伴い減額補正するものであります。

18節、負担金補助及び交付金については、記載してあります4つの補助金、いずれも今年度の事業費の確定により、実績額に基づき減額補正するものであります。

80、81ページを御覧ください。

6 款商工費、1 項、4 目「観光施設管理費」、14 節、工事請負費、66 万 4,000 円の減額は、清流公園管理棟撤去工事完了による減額補正をするものであります。

5 目「道の駅管理費」、12 節、委託料、465 万 9,000 円の減額は、記載しています 3 つの委託料が、いずれも今年度の事業費の確定により、実績額に基づき減額補正するものであります。

また、17 節、備品購入費、158 万 4,000 円の減額は、アグリステーションなぐらの備品購入を執行した結果、事業額の決定に伴い減額補正するものであります。

82、83ページを御覧ください。

7 款土木費、1 項、1 目「土木総務費」、17 節、備品購入費、53 万 4,000 円の減額は、公用車両を購入し、事業額が決定したことに伴い減額補正するものであります。

2 項道路橋りょう費、1 目「道路橋りょう総務費」、12 節、275 万 8,000 円の減額は、道路台帳修正委託及び橋りょう点検委託について、事業内容の精査及び事業費の額の確定に伴い減額する補正であります。

2 目「道路維持費」、12 節、委託料、1,150 万円の減額は、道路設計業務委託として、町道井戸入中島線の水路改修計画を再検討する必用が生じたため今年度の実施を見送ったことと、橋りょう修繕積算監督業務委託については、令和 3 年度からの繰越事業との調整により減額が生じたことに伴い減額する補正であります。

また、14 節、工事請負費、2,309 万 9,000 円の減額は、道路維持修繕工事として、町道上原根ノ後線の路肩補強工事について、地権者との調整に時間を要しており今年度の施工を見送ったことと、電源立地地域対策工事については、事業完了に伴い減額するものであります。

また、21 節、補償、補填及び賠償金は、今年度は該当する工事案件が無くなったため減額する補正であります。

3 目「道路改築費」、12 節、委託料、908 万円の減額は、町道谷合知生線の潰れ地用地登記委託と潰れ地用地測量委託を予定しましたが、繰越明許で説明させていただいたとおり、繰り越したことにより今年度の登記事務を見送ったことや、調査面積の変更が生じたことにより今年度の減額補正するものです。また、道路設計業務委託は、町道田峯東区田内線の設計業務の事業費の確定により減額するものであります。

84、85ページを御覧ください。

3 項河川土木費、1 目「河川総務費」、18 節、負担金補助及び交付金、224 万 2,000 円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業負担金につきましては、愛知県が事業を行っていただいておりますが、一部の事業で町が負担する砂防メンテナンス事業の実施が無くなったことに伴い減額する補正であります。

4 項住宅費、1 目「住宅費」、18 節、負担金補助及び交付金、30 万円の減額は、ブロック塀等撤去費補助に対し、今年度は実施申請見込みがないため皆減するものであります。

5 項公共下水道費、1 目「公共下水道費」、27 節、繰出金については、特別会計補正予算の中で説明させていただきます。

86、87ページを御覧ください。

8 款消防費、1 項、4 目「災害対策費」、12 節、委託料、150 万円の減額は、耐震診断費用として予算計上しておりましたが、避難所の見直しにより、耐震性のない施設は指定から外す方針から、耐震診断が不用となり減額補正するものであります。

また、17 節、備品購入費、10 万 1,000 円の減額は、災害対策本部会議で使用する会議用機器の、購入する備品の見直しにより安価となったため減額補正するものであります。

そして、18 節、負担金補助及び交付金の 30 万円の減額は、耐震シェルター補助金を周知しましたが、今年度申請がないため減額補正するものであります。

9 款教育費、1 項、2 目「事務局費」、1 節、報酬、416 万円の減額は、スクールサポートスタッフ及び学習指導員や特別支援教育員については、担い手不足により、当初予定していた人数の欠員などに伴い減額補正するものであります。

88、89 ページを御覧ください。

2 項小学校費、2 目「小学校振興費」、19 節、扶助費、45 万 6,000 円の減額は、要保護準用保護児童扶助及び特別支援教育就学奨励金については、コロナ禍における原油価格、物価高騰等総合緊急対策により、学校給食費を 6 月から 3 月まで、10 か月間減免したことによって、給食費実費について支給しなかったため減額するものであります。

3 項中学校費、2 目「中学校振興費」、19 節、扶助費、67 万 7,000 円の減額は、小学校振興費同様の理由により減額するものであります。

3 目「中学生人材育成研修事業費」、12 節、委託料、97 万 6,000 円の減額は、中学生人材育成研修事業委託について、事業費の確定に伴い減額するものであります。

90、91 ページを御覧ください。

4 項社会教育費、4 目「奥三河郷土館費」、12 節、委託料、300 万 9,000 円の減額は、旧郷土館解体改修設計委託について、収蔵品の維持管理、整理等、総括的な協議を文化財保護審議会委員と進めた上で、改めて方針を定めることとしたため、今年度の予算を皆減するものであります。また、奥三河郷土館ホームページ作成委託についても、情報発信する内容等を整理、調整し、来年度以降改めて取りかかることとしたため、今年度の予算を皆減するものであります。

92、93 ページを御覧ください。

5 項保健体育費、3 目「学校給食調理場費」、12 節、委託料、147 万 7,000 円の減額は、調理員派遣委託について、調理員不足の対応として調理員の派遣費用を計上していましたが、実績及び 3 月末までの見込みなどにより減額するものであります。

続きまして歳入について説明しますので、46、47 ページを御覧ください。

1 款町税、1 項、1 目個人は、当初予算では納税義務者の減少、コロナの影響で所得の減額を見込んでいましたが、最終見込み額の確定に伴い増額補正をするものであります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税は、土地分、家屋分、償却資産分、いずれも調定見込み額確定により増額補正するものです。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税は、調定見込み額確定による減額補正であります。

48、49 ページを御覧ください。

2 款地方譲与税から、50ページの10款地方特例交付金までは、令和4年度交付状況を踏まえた決算見込みに基づき、所要額を補正するものであります。

50、51ページを御覧ください。

11款地方交付税、1項、1目地方交付税、5,347万6,000円は、令和3年度に続いて、令和4年度も、国の第2次補正予算で交付税算定における調整額の復活と、臨時経済対策費の追加による増額があり増額補正するものであります。

52、53ページを御覧ください。

15款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金、35万2,000円増額は、国民健康保険基盤安定制度については、交付見込み額が確定したことによる増額であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節、電子計算費補助金は、歳出で説明した申請管理システム導入委託について減額したことに伴う減額であります。

また、3節、移住定住推進費補助金は、歳出で説明した特定地域づくり事業協同組合補助金について、事業確定したことに伴う減額であります。

2目民生費国庫補助金、6節、児童福祉総務費補助金は、歳出で説明した、出産、子育て応援交付金事業を実施するため国からの補助を受ける補正であります。

54、55ページを御覧ください。

4目土木費国庫補助金は、橋りょう修繕事業は、事業費の確定に伴う減額であります。

16款県支出金、1項、1目総務費県負担金は、設楽ダム建設に伴う水源地域整備事業について、県・下流市からの助成を受けるもので、広域農道奥三河2期地区の事業費の確定に伴い負担金を減額する補正であります。

2目民生費県負担金は、国庫負担金同様に国民健康保険基盤安定制度については、交付見込み額が確定したことによる増額であります。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、国庫補助金同様に、出産、子育て応援交付金事業を実施するため県からの補助を受けるための補正であります。

4目農林水産業費県補助金、1節、農業委員会費補助金は、農地利用最適化交付金について、今年度の交付額が確定したための増額補正するものであります。

また、2節、農業振興費補助金は、記載しています4つの補助金について、いずれも今年度の実績に基づいて補正するものであります。

3節、農地費補助金の農道改良工事及び4節、林業振興費補助金の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業は、歳出で説明した事業費の確定に伴う補正であります。

56、57ページを御覧ください。

3項県委託金、3目農林水産業費県委託金は、歳出で説明した、あいち森と緑づくり人工林整備事業候補地取りまとめ業務委託の事業量の確定に伴い減額補正するものであります。

17款財産収入、2項、1目不動産売払収入、1節、土地売払収入と2節、立木売払収入については、いずれも設楽ダム建設事業に伴い建設される、県道設楽根羽線付替道路の工事に伴い追加買収された用地及び立木補償費の補正であります。

19款繰入金、2項、2目財政調整基金繰入金は、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の大幅な減額補正額に伴い減額するものであります。

58、59ページを御覧ください。

21款諸収入、4項、1目助成金収入は、1節、豊川水源基金助成金、2,481万5,000円の減額は、調査事業は小水力発電事業に係る委託を見送ったことによる減額ですが、整備事業は事業費の確定により減額補正するものであります。

22款町債、1項、1目辺地対策事業債、1節、駒ヶ原辺地債、80万円の減額は、広域農道奥三河2期地区のり面改良工事について、事業の中止に伴い減額補正するものであります。

2項過疎対策事業債は、4つの事業につきましては、いずれも、歳出額の確定見込みに基づくもので、過疎対策事業債全体では減額補正であります。

続いて、国民健康保険特別会計に移ります。

議案第9号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について説明しますので、97ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、予算総額を5億9,226万4,000円とするものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書106、107ページを御覧ください。

2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金補助交付金100万円増額は、高額療養費の今年度の実績額から増額補正するものであります。

5款保健事業費、1項、1目特定健康診査等事業費の補正は、12節、委託料、特定健康診査業務委託について、受診者が見込みより少なかったことにより減額補正するものであります。

2項保健事業費、1目疾病予防費の補正は、18節、負担金補助及び交付金について、人間ドック受診補助及び特定健診等受診補助は、申込者が見込みより少なかったことにより減額補正するものであります。

次に、歳入について説明しますので、104、105ページを御覧ください。

5款県支出金、1項、1目保険給付費等交付金、1節、普通交付金83万5,000円の増額は、高額療養費の増額により補正するものであります。

また、1節の特別調整交付金と2節の特別調整交付金分は、計上誤りのため、保険者努力支援分に修正補正するものであります。また、特定健康診査等負担金は実績に伴い減額するものであります。

6款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節、保険基盤安定繰入金は、制度上の一般会計繰出金額の確定に伴い補正するものであります。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節、基金繰入金は、歳入歳出の財源調整により減額補正するものであります。

続いて、議案第10号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」について説明しますので、108ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,378万8,000円を追加し、予算総額を9億3,138万円とするものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書117、118ページを御覧ください。

1款総務費、1項、1目総務管理費の主な補正は、12節、委託料、検針事務委託は、事業量の確定により減額補正する補正であります。

24節、積立金は、設楽ダム建設に伴う川向地区の水道施設の移転一般補償と、消費税還付金を基金に積立てる補正であります。

また、26節公課費は消費税申告の結果、還付が生じたため、皆減する補正であります。

2款事業費、1項、1目施設管理費の主な補正は、12節、委託料は、配水管移設実施設計業務委託は今年度の執行が不用となり、また、電気施設点検委託と漏水調査委託業務は、いずれも事業量の確定による減額する補正であります。

119、120ページを御覧ください。

14節、工事請負費については、記載しています4つの工事は、いずれも事業完了後の事業量の確定により減額補正するものであります。

2項、1目施設整備費の補正は、一般会計からの繰入金を財源更正するための補正であります。

次に歳入について説明しますので、115、116ページを御覧ください。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金の保健衛生費分は、各事業の年度末精査により減額補正するものであります。

2項、基金繰入金、1目基金繰入金についても、各事業の年度末精査により減額補正するものであります。

7款諸収入、1項、1目雑入、3件分の補正3,054万9,000円の増額は、1つ目は、水道施設公共補償は、設楽ダム建設に伴う川向地区の水道施設の移転一般補償であります。

2つ目の、消費税還付金は、今年度消費税申告した結果の還付金であります。

建物災害共済費は、名倉取水場及び小松加圧ポンプ場の落雷被害に対しての、共済保険の出たものであります。

続いて、議案第11号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算(第3号)」について説明しますので、123ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ930万円を減額し、予算総額を4億3,498万4,000円とするものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書132、133ページを御覧ください。

1款総務費、1項、1目総務管理費の主な補正は、10節、需用費、光熱水費等は、当初予算で見込んでいた新しい下水処理場等の電気代等、実績に基づく補正であります。

12節、委託料、田口地区公共下水道施設管理業務委託は、委託事業の確定に伴う減額であります。

次に歳入について説明しますので、130、131ページを御覧ください。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金、1節、分担金、982万円の減額は、当初予算時の見込みより接続加入状況が低いため減額補正するものであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、1節、現年度分350万円の減額は、分担金同様に加入状況が低いため使用料が発生せず減額補正するものであります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金、1節公共下水道事業費補助金500万円の減額は、国から事業補助として、社会資本整備総合交付金を受けるものですが、年度末事業精査により減額補正するものであります。

4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金902万円の増額は、歳入歳出の財源調整による補正であります。

続いて、議案第12号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」について説明しますので、134ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ560万円を減額し、予算総額を3億5,246万3,000円とするものであります。

歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書143、144ページを御覧ください。

1款総務費、1項、1目総務管理費の10節需用費から12節委託料までは、それぞれ実績見込み、額の確定に伴い所要額を減額する補正です。

26節、公課費は、事業費の決算見込みに基づき、消費税額を減額する補正であります。

2款事業費、1項、1目施設建設費は、14節工事請負費、50万円の減額は、管渠工事の実績見込み、額の確定に伴い所要額を減額する補正であります。

次に歳入について説明しますので、141、142ページを御覧ください。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、特別会計のそれぞれ区分ごとの執行状況に基づく歳入歳出補正額の調整額を、繰入金として560万円減額する補正であります。

次に、議案13号「令和4年度設楽町町営バス特別会計補正予算（第4号）」について説明しますので、145ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ154万9,000円を減額し、予算総額を8,809万円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書154、155ページを御覧ください……

7 金田(文) 議長。

議長 7番、金田文子君。

7 金田(文) 今説明してくださっているページが、バスって言ったけどつぐ診療所のページになっているのですが。

副町長 失礼しました。

改めて説明し直します。続いて、議案13号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）」について、説明しますので、145ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ154万9,000円を減額し、予算総額を8,809万円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書154、155ページを御覧ください。

1款総務費、1項、1目一般管理費の10節需用費から13節使用料賃借料までは、それぞれの実績見込みにより所要額を減額する補正であります。

次に歳入について説明しますので、152、153ページを御覧ください。

4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、歳入歳出補正額の調整額を、繰入金として154万9,000円減額する補正であります。

次に、議案第14号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）」について説明しますので、158ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、予算総額を1,026万8,000円とするものであります。

それでは、歳出から説明しますので、補正予算に関する説明書167、168ページを御覧ください。

2 款財産区事業費、1 項、1 目財産区事業費は、10 節、需用費は、事業の未実施による皆減で、24 節、積立金は、歳入歳出補正額の財源調整による積立金の追加です。

次に歳入について説明します。165、166 ページを御覧ください。

1 款財産収入、1 項、1 目財産貸付収入は、田原市分収林より土地貸付収入を減額補正するものであります。

2 項財産売払収入、1 目財産区生産物売払収入は、森林整備センター分収造林における分収金の確定により増額補正するものであります。

以上で、補正予算の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑、討論、採決は1 件ごとに行いますが、時間がまいりましたので、休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。それでは、13 時まで休憩といたします。

休憩 午後12時01分

再開 午後12時59分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村松町民課長。

町民課長 大変申し訳ございません。先ほど、条例改正の中で、国民健康保険の条例改正のほうで、今泉議員から御質問のありました、「必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3 万円を上限として加算するものとする」と、こういった場合があるかという御質問だったと思います。

いろいろ調べさせていただきますと、出産する上で、いろいろなリスクがある中で保険に加入するそうです。これは皆さんが、こういった出産をする方でも保険に加入するようですが、そこで、例えば脳性マヒとか、そういったお子さんが生まれた場合、そこへの補償が保険会社のほうから払われるわけなのですが、その保険料について、3 万円を限度に上乗せすることができるというもので、皆さんが加入する保険になります、これは。

ちなみに、3 万円を限度と言いましたけれども、設楽町の場合ですと、1 万2,000 円を上限として上乗せすることができるという規定となっております。

以上です。

7 金田(文) 今のことで聞いてもいいですか。さっきの条例の文章には、上限3 万円と書いてありましたが、設楽町の場合は1 万何千円ですか。

町民課長 これ、実際3 万円ということなのですが、実は出産一時金というのが、今50 万円なのですよ。50 万円で本来は50 万円払われるのですけれども、この中で、先ほどの条例改正では48 万8,000 円と申し上げました。そうすると、この保険料の1 万2,000 円を足すと50 万円になります。難しいのが、この保険に加入する人というのが、分娩する医療機関になります。病院が、A さんが来たときに1 万2,000 かけて保険に加入して、それを分娩して精算するときにそれを請求するところ、御本人の負担とすると1 万2,000 円病院側に保険料を払うのですが、そこで、何かしらの難しい出産になって、脳性マヒとかが起こった場合に、その1 万2,000 円については上乗せ加算しますよ、というものですので、3 万円と言ってはいるものの、実は1 万2,000 円になります、これは。

以上です。

7 金田(文) 保険については、1万数千円なんでしょうが、もっとほかに何かお金がかかる場合もあるかもしれないので、上限3万円までは許されていると私はとったのですけれども、3万円と書いてあるのに1万2,000円しか出ないというのは、何かちょっと条例としておかしいかなと思ったのですが。

町民課長 この保険料が常にちょっと変動しているようです。過去がいくらだったかそこまで調べ切れていませんけれども、1万6,000円、1万8,000円だった保険料が、今1万2,000円になっているということで、その1万2,000円というところで、設楽町は規則で定めているのですが、ここでは3万円を超えない範囲で保険者が定める金額ということですので、きっと過去には3万円くらいの保険料のときがあったのかなと推測しますけど。

以上です。

議長 課長の報告は以上になりますけど、よろしいですか。

(なし)

議長 それでは、提案理由の説明が全て終わりましたので、ただいまから質疑、討論、採決を1件ごとに行います。

議案第8号「令和4年度設楽町一般会計補正予算(第6号)」の質疑を行います。なお、発言の前に、ページ数を明確に発してから質問に入っていただきたいと思えます。ございませんか。

4 原田(直) 3点ほど、お聞きしたいと思えます。

1点目は、67ページ。特定地域づくり事業協同組合補助金、330万円減額ということ。町長も写真に写っていたように、組合ができたということなんでしょうけれども、なぜ、それだけ減らさなければいけなかったのか、理由をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

次、83ページです。道路維持費です。2,200万の減額になっていたと思えます。9月補正で4,000万くらい補正をしたと理解をしているのですけれども、先ほどの理由だと、用地交渉というお話だったと思っているのですけれども、維持費というのは普通、用地を構わずにやるのが道路維持費だというふうに私は理解しているのですけど、なぜ、用地交渉が必要だったのか、その点をお教えいただきたいと思えます。

もう1点、91ページです。奥三河郷土館のホームページです。全額減額されて、先ほどの副町長の説明だと、もうちょっと協議をしなければいけないというお話だったと思えますけれども、私が予算委員会の際に質問をしたときには、ぜひどうしてもやらなければいけないということで、予算計上されていると理解しています。来年度予算を見ても、ホームページの作成予算は載っていません。その辺、つじつまがかなり合わないのではないかなと思えますけれども、詳しい説明をいただきたいと思えます。

以上、3点です。

企画ダム対策課長 それでは、原田議員の御質問にありました、特定地域づくり事業協同組合補助金の減額理由について説明をさせていただきます。

元々、当初予算なのですけれども、国の補助対象の上限で800万円ということ。積算をしておりました。設立が9月になりまして、事業の認可が10月4日となりました。改めて、10月1日以降の事業費の積算をいたしまして、その事業費が470万円ということになりましたので、800万円から470万円となって、330万減額となりました。

建設課長 ただいまの御質問の、道路維持の件についてお答えします。

この、のり面が修繕の必要が出てきたわけなのですが、ここの町道敷は、まだ民地の状態となっております、今のり面を工事をしようという相談を関係する方に相談をいたしました。道があって、そののり面のすぐ下にこの方の御自宅がありまして、工事をすると自宅のほうにも影響があるのが心配だということで御本人さんの承諾を得られなかったものですから、断念をしたということになります。

以上です。

教育課長 御質問の、郷土館ホームページについてであります。

これについては、たしかに当初予算としてはそういう考えでございました。年度に入って進める中で、どうかたちのものを作ったらいいのか、例えば、道の駅のもの、どういうふうにリンクさせるのがいいのかとか、あるいはオリジナルティーを持ったものでやったらいいのかとか、いろいろ議論を進めました。そうした中で、5年度予算でまた説明させていただくことになるのですが、イヤホンガイドで情報提供をするシステムを入れようという話が出ました。結果的に、イヤホンガイドではなくて、今よくあるQRコードをそれぞれスマホで読み取って、情報をそれぞれの方が入手をしてというかたちになるのですが、そのコンテンツ作りが必要になります。その予算を上げさせていただいているのですが、そここのリンクができるのではないかという話になりました。全く別々に作ることももちろんいいのですが、もしもリンクをかけることで相乗効果が出るとか、コストが抑えられるということができるとしたら、今年度にやってみて、しまった、ということになるのもなというところが正直あります。技術的に、全てを理解ができていないので、そういうところを調べながらということもあるのですが、そうした中で慌てて作るよりは、早く作らなければいけないのですが、それよりはそこを検討しながらにするべきではないかという議論になりまして、こういう状況にさせていただいたということになります。

で、ホームページについては、今年度予算の当初に載せていないのは、そのためにどれくらいのものになるのか、リンクのレベルだとか、ボリュームとかによって、予算がどうなるのかというのが正直あるので、見込みレベルでも上げるべきではないということで、補正対応等をやらせていただければというような考え方でいるということでもあります。

よろしく申し上げます。

4 原田(直) まず、企画ダム対策課長の説明です。10月から立ち上げて、その精査分が減ったよということならば、理解ができます。ただ、1点、順調に事業が進んでいるかだけ、お教えいただきたいと思います。

それから、2点目、建設課長のお話です。普通は道路敷の中でのり面との精算をやると思っていたのですが、今の説明だと道路敷外の民地もやるというかたちと理解したのですが、登記はしていなくても道路がのり面が入っていれば、普通、道路敷というふうにみなすと理解をしているのですが、そういう理解なのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上、2点です。

企画ダム対策課長 特定地域づくり事業協同組合につきまして、現在についてもう少し御説明をさせていただきます。

先ほど、申しましたけれども、9月7日に設楽ワークス協同組合が総会を開いて、10月8日に設立認可が行われました。今回、事業を行うに当たり、愛知県の認定が必要ですので、1月20日に愛知県から事業協同組合の認可を受けております。

現在の状況ですけれども、事務局員1名、あと2月から地域おこし協力隊として事務補佐として、今2名体制で組合の事務を行っているところであります。

現在マルチワーカー——派遣人材なのですが、を募集しているところであります。まだ決まっていないのですけれども、今2名ほど候補の人材がいる見込みであります。

以上です。

建設課長 のり面についても道路敷とみなして、町道の通行に支障があるといけませんので、道路敷とみなして行っていきたくと思います。

6 金田(敏) 2点ほどお聞きします。81ページ、商工費の、道の駅管理費でお伺いします。一番下のところ、アグリステーションなぐらの備品購入ですけれども、先日見させていただきましてけれども、158万、大きな減額になっております。なぜこれだけの備品が要らなくなったのか、必要外になったのか、その詳細の説明をお願いします。

それと、もう1点、87ページ、消防費の災害対策費のところ、お聞きします。

建築物耐震診断委託の件数が、先ほどの説明だと、申請がゼロ件だったから150万減だと。その下の耐震シェルター補助金も申請がゼロ件だったので、30万減だったと説明を聞いたと思いますが、間違いがないのか、もう1回確認をお願いします。

産業課長 アグリステーションなぐらの備品の150万について、御説明します。これは、補正予算で計上をして予算化しまして購入というかたちを行いました。数等は特に変わっておらず、単純に請負残ということで御理解いただきたいと思います。

総務課長 御質問の件で、まず1点目、建築物耐震診断委託、150万の減額、これについては、申請というよりも、目的としましては、避難所の耐震について必要なところを耐震診断を進めていくという予定で計上をさせていただいたものであります。ただし、この避難所自体が、今現在、地区のほうから、ここを使いたいというような話を元に指定を進めております。町内で32か所ありまして、その中には地区所有の建物も入っております。地区所有の建物について、耐震が確保できないという施設が結構ありますので、今現在避難所の見直しを進め始めたところであります。避難所として指定をするのに、公共施設で耐震が確保できる施設を改めて指定し直したいと考えておりますので、今現在指定されている避難所を、今の段階で耐震を調査するのではなくて、設定をもってそれに対応できるように見直しを進めたいと考えておりますので。当初予算に計画をいたしました。が、実施は取りやめたというものであります。

もう1点、耐震シェルター補助金、30万の減額ですけれども、こちらは、1か所を想定して30万円計上しておりましたが、これ、実は今まで実績がないわけがありますけれども、毎年計上しては、申請がなく取下げという状況にはなっています。申請がなかったということになります。

以上です。よろしく申し上げます。

7 金田(文) 53ページお願いします。デジタル基盤改革支援補助金、補助率2分の1でもらっているわけですが、これは、どういう趣旨のところに補助金が下りてきて、設楽町はどんなことに使ったのか教えてください。そして、このデジタル基盤の改革ということについては、設楽町はどのようなふうを考えていらっしゃるのか、前に予算のときに説明があったのかもしませんが、思い出せないのをお願いします。

それから、2点目は85ページ、7款土木費、3項のところ、聞き間違いだったらごめんなさい、訂正をお願いします。砂防工事が無くなったため減額になったと聞こえたのですけれども、砂防工事、予定していたものが取りやめになったのか、取りやめになったとしたら、なぜ取りやめになったのか、教えてください。

それから、そのすぐ下の住宅費のところの、建設課の補助金で、ブロック塀等撤去費補助金ですが、いろいろ国でも問題になったときに、例えば私の近所だと田口高校はブロック塀を全部ネットの塀にすぐ取り替えてしまいましたので、学校とか公共施設はよくできていると思うのですが、一般のおうちでまだ残っているのか、撤去しようという気持ちが湧くような説明が行き届いているのか、30万円予定より、要らなかったということなので、実態はどうか、教えてください。

総務課長 こちらの減額は、全国的なのですけれども、申請管理システム、歳出のほうでいいますと、申請管理システムということで、マイナンバー等を使いまして、役所にネット上で申請を行うというシステムがありまして、それを全国的に導入を進めていくということで計上をしたものであります。

計上した時点では国のほうの仕様がまだはっきり細かなところまで決まっておりませんで、見積りに基づいて計上させてもらったのですけれども、その後詳細が決まってまいりまして、その内容に沿って実施したところ、予算的には減額になったと。たしか、歳入、国のほうから2分の1の補助金で入ってくるものになっております。

以上です。

建設課長 まず、85ページの、砂防工事が無くなったかどうかということについてお答えいたしますが、本来県補助でやっている事業なのですけれども、本来は砂防工事というメニューに該当しなかったため、ほかのことをやっているのですが、本来のここの工事に該当しなかったため、この負担金は必要ではありませんでしたということで、補正をさせていただきました。

それから、ブロック塀についてですけれども、建設課のほうで通学路を中心に危険なブロック塀は把握をしております。3年くらい前から調査をしているのですが、解消された所もございしますが、まだ解消されていない所もあります。こういった方々には、建設課のほうからチラシで直接どうですか、ということはPRはしておりますし、昨年、区長会でも、こういう制度が始まりましたということはお知らせをしております。ただ、地主さん御本人さんがその気にならないと、これもできない事業ですので、PR不足というところもありますが、今回はこういったかたちで補正をさせていただきました。

以上です。

11加藤 全体で2億円近い減額の補正がされたということで、やるべき事業が遅れちゃったとか、できなかったとかいうことがないといいなと心配しているわけですが。例えば、79ページですが、あいち森と緑づくり事業の委託が900万くらい使

われずに済んでしまったと読み取ったのですが、この地域ではこの事業をととても大事な事業だと思ふわけですが、ここでこうした減額が行われた理由についても少し詳しく説明していただきたいということと。

87ページですが、教育費の中の下の方の、会計年度任用職員の報酬の減額が、担い手不足でというふうに、さっき聞き取ったのですが、要するに学校現場で必要な人員が確保できずに困っているんじゃないかと心配するわけですが、そうした点について御説明をお願いします。

産業課長 あいち森と緑づくり事業のことですが、毎年4,000万の予算計上をしております。設楽町の役割としては、次年度愛知県が施工する業務の取りまとめを行い、県が発注して間伐等を行っている状態です。

減った理由につきましては、取りまとめ業務の当初予定をしていた面積が減ったということで、減る要因といたしましては、地主さんの確認が取れない場所とか、そういったものが設楽町の中では点在しております。取りまとめやすい箇所を選択したり、抜かした状態で業務はしにくいらしくて、ある程度のかたまりでこういう業務を随時やっていくというかたちでおります。ですので今回の件は、面積の減による減額というかたちになっております。

以上です。

教育課長 87ページの、担い手不足ではないかという指摘なのですが、一言で言えばそういう状況であるというところがあります。予算の策定段階で想定していた人数があったわけなのですが、その後、年度頭を迎える前に都合がつかなくなってきたような状況があって、実は一人の方が掛け持ちをするような事態もありました。それによって時間数が減ったわけではなくて、そこの対応はできているのですけれども、そういう状況はあります。

各校長先生が集まったような委員会の中で必要な人数を伺って、こちらが対応するというやり方で毎年やらせていただいておりますので、なんとかぎりぎりでは毎年対応させていただいております。余裕はないですけれども、そういう中で対応ということでもあります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

2村松 79ページの有害鳥獣捕獲奨励金のところなのですが、具体的に頭数が分かれば、どれくらい増えているのかということと、毎年予定数よりも多く取ってもらっていて補正をされていると思うのですけれども、その効果というか、取った成果というか、声分かるようなものはあるのでしょうか。

産業課長 まず、頭数のことですが、当初と今回の補正を比較した頭数で言いますと、イノシシが当初200頭、今回の見込みが300頭というかたちで補正をしております。あと、ニホンジカにつきましては、当初が1,000頭、見込みが1,390頭、ニホンザルは、10頭を20頭という見込みで増額というかたちで、ちょっと増えたかたちになります。

年々増えているという傾向があると思います。その効果は、と言われると、頭数自体の実態把握というのはなかなかできないみたいで、捕獲計画というのを作っておりますが、他の町村におきましても、その実態が、詳しくやられているところもあると思うのですが、なかなかうまくいかないというのが近隣の状況じゃないかなと思っております。

以上です。

2 村松 ありがとうございます。私の聞いているところだと、地区で、減っているところと増えているところと、どうもあるように思いますので、ぜひ、その辺の効果のあるところの調査をして、効果的にできればいいかなと思います。

議長 ほかにございませんか。

10 田中 まず、40ページの、出産・子育て応援交付金事業について、お尋ねします。

この交付金は、所得の低い世帯に2回、5万円、5万円と10万円出るそうではありますが、そういう状況でありますので、早く給付金をお渡ししなきゃいけないと思うのですけれども、繰越明許にせざるを得なかったと、この点については、どんなふうに考えてみえるのか。

それから、73ページに、210万円の補正で交付金を出すということですが、この210万円も含めて、350万というのは、前回の残り分、未交付の分を言っているのか、この関係を教えていただきたいと思います。

それから、次、先ほども、同僚議員から会計年度任用職員が計画どおりに確保できないということで、減っている、学校運営に支障を来しているようなお話がありましたけれども、私、63ページで、議会費の中で任用職員の期末手当が減額されておりますね、これは意識的に、調整して2万9,000円の減額になっているのか、それとも政策的に任用職員の期末手当を減額するというところでやってみえるのか、その点を確認したいと思います。

それから次、83ページの道路維持修繕工事であります。これ、先ほど来出ておりますが、調べてみますと、今年の当初予算が9,000万円の計上でした。今年は4,500万円の計上でした。今回、その4,500万円のうち2,200万円を減額すると、ということで、道路維持修繕工事がどんどん少なくされていっておりますけれども、先ほどの説明では、ある町道の見送りをせざるを得なかったということですが、そういう場合に間髪入れず、他の町道や生活道の維持補修にそのお金を回して事業を発注できないのかなというふうに思うのです。各区やいろんな地域から維持修繕要望がたくさん出ていると思うのですが、そういう対応ができないのか、お尋ねします。

以上です。

町民課長 それでは、出産・子育て応援交付金について、お答えさせていただきます。

繰越し350万、補正金額480万の差額があるわけですが、今年度、この補正が通ってから、もう既に支払いができる方にはシステムを使わずに支払いのほうを早急にしたいと思っております。それで、480万の補正をしているのですけれども、繰越しは350万になるということで、その差が出ております。もちろん趣旨を理解した上で、払える方にはすぐに払うように、今心がけておりますので。御心配していただいてありがとうございました。

総務課長 会計年度任用職員の期末手当の減額になっているという件であります。特に政策的に何かというものではございません。予算計上に対して規定どおりお支払いをさせていただいて、もうこれ支払いが済んでおりますので、残額が出ておりましたので、精査させていただいたというものであります。

以上です。

建設課長 ただいまの、維持費をほかの工事に回せないかという御質問ですがけれども、私たちも回せられるところは回すようには努力をしております。ただ、年度の終わりのほうに近づいてきますと、今でも工事を発注しても資材がなかなか入ってこないだとか、そういった関係もございますので、時期が押し迫ってから大

きな工事を発注するというのも、今の状況では難しい状況ですので、その辺も御理解していただければと思いますが。できるところは常に回すように、そういう意識を持ってやっております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

5 今泉 57ページをお願いします。57ページの下のほうにあります、土地売払収入、1,233万8,000円。これは、どこの土地で、どのような土地なのか、雑種地なのか、宅地なのか、教えてもらいたいと思います。

それと、もう1つ、その下の立木ですが、立木はどこの、どのような種類の立木なのか、これらの金額は、全て人件費を引いた純利益の金額なのかを教えてくださいたいと思います。

総務課長 これですね、12月議会のほうに土地のほうは議決をいただいたところでありまして、設楽根羽線の付替、及び水没も一部あるかと思いますが、保証金になります。でありますので、売払いと言いながら、実際の実収入、国のほうからの収入ということになります。お願いします。

総務課長 すみません、言葉足らずでしたけれども、土地も立木も同じ場所、設楽根羽線にかかる補償であります。

よろしくをお願いします。

議長 ほかにございませんか。

6 金田(敏) 40ページのところで、総務課の消防費のところでもう1回お願いします。消防ポンプ自動車の更新が、部品がなかなかないということで納入が遅れているという説明だったのですけれども、これ、田口分団のだと思うのですけれども、今ある、既存の消防ポンプ車の車検が切れているとかそういうことはないですね。既存の自動車がそのまま使える状態で、新しいのが遅れているだけだという解釈でよろしいですね。

総務課長 今車検がいつというのは、私、お答えできないのですけれども、4月中をめどに納入の予定と聞いておりまして、万が一そういう問題があるのであれば、そういう報告も上がってきていると思っておりますので、納入までは大丈夫と考えております。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第9号「令和4年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第9号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第10号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第11号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10田中 131ページでありますけれども、加入者分担金が半分に減額になっております。当初の見込みから、戸数でどのくらい減っているのでしょうか。

生活課長 当初、80件を想定しておりました計上したのですが、本年の加入見込みが48件に少なくなってしまうということで見込んでおります。その原因ですが、令和3年度に管渠の布設工事が繰越しになったことによりまして、供用開始区域が当初の想定よりも少なくなりましたので、このような加入件数の減になりました。

以上でございます。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これですべて、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第12号「令和4年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第13号「令和4年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第4号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 金田(敏) 155ページのところでお聞きします。

一番最後の借上料で、在宅酸素装置借上料、88万円の減額になっているのですが、これはコロナ関係ですか。

津具総合支所長 これはコロナの関係ではなくて、酸素吸入が必要な人に対して行うものでして、当初お2人の方を見込んでいたのですけれども、昨年末と今年に入ってから、今年度当初お2人の方が亡くなられて、減額させていただいたというところです。

議長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これですべて、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第13号を採決します。
採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第14号「令和4年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第3号）」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。
議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第23、議案第15号「令和5年度設楽町一般会計予算」から日程第33、議案第25号「令和5年度設楽町下水道事業会計予算」までの11議案を、一括議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第15号から議案第25号までについて、11議案を一括して説明させていただきます。

令和5年度一般会計予算及び8特別会計予算、並びに2企業会計予算につきましては、先ほど町長から「施政方針」の中で、第2次総合計画の6つの行動指針に基づき、「当初予算の概要」「主な事務事業」について申し上げたところであります。

また、予算の詳細内容につきましては、この後設置される予定の「予算特別委員会」において、担当課長からそれぞれ詳しく説明するとともに、「当初予算の概要」に重点かつ詳細な事務事業を記載しておりますので、私からは議案についての説明とさせていただきます。

始めに、議案第15号「令和5年度設楽町一般会計予算」について説明しますの
で、169ページを御覧ください。

一般会計歳入歳出予算総額は60億5,477万6,000円で、前年度比2,594万7,000円、0.4%の増であります。

第2条の「地方債」は、175、176ページの第2表に記載する辺地対策事業債2件、過疎対策事業債25件、緊急浚渫推進事業債1件及び地方交付税代替としての臨時財政対策債1件、合計29件、4億7,177万円を計上しております。

第3条の「一時借入金」は、借入れの最高額を5億円と規定しているものであります。

第4条は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に過不足が生じた場合は、同一款内における各項間の流用について規定するものであります。

なお、以下、特別会計においても同様であります。

令和5年度の大規模事業としましては、老人福祉施設やすらぎの里の大規模改修工事に約2億円を計上しております。

そのほかは、町道改良工事として9,800万円、学校統合に伴うスクールバス2台の購入費として1,440万円、さらに、住宅リフォーム事業補助金500万円などを計上しているところであります。

続いて、議案第16号「令和5年度設楽町国民健康保険特別会計予算」について説明するので177ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、5億7,811万円で、前年度比6,706万3,000円、13.1%の増であります。

第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を2,500万円と規定しています。一般被保険者の医療費の伸びにより、増額となりました。

続いて、議案第17号「令和5年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」について説明しますので、181ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、2億1,299万円で、前年度比17万7,000円、0.1%の減であります。

第2条の「一時借入金」は、借入れの最高額を2,000万円と規定しております。引き続き、愛知県後期高齢者医療広域連合と連携し、安定した保険運営に努めるものであります。

続いて、議案第18号「令和5年度設楽町町営バス特別会計予算」について説明しますので、184ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、4,418万円で、前年度比268万2,000円、6.5%の増であります。

引き続き、定期バス4路線及び予約バス4路線の運行を委託し、地域住民の足の確保を図っていくものであります。

続いて、議案第19号「令和5年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」について説明しますので、187ページを御覧ください。

歳入歳出予算総額は、9,074万2,000円で、前年度比734万9,000円、8.8%の増であります。引き続き、週5日の診療を実施していくことのほかに、月に1回整形外科医の診療、週に1回の理学療法士によるリハビリ事業を行い、的確な医療サービスを提供に努めていくものであります。

続いて、190ページからの、議案第20号「令和5年度設楽町田口財産区特別会計」から、議案第23号「令和5年度設楽町津具財産区特別会計」予算までにつきましては、総額1,651万2,000円、前年度比136万円、9%の増であります。

以上、8特別会計歳入歳出予算総額は、9億4,253万4,000円であります。

続いて、議案第24号「令和5年度設楽町簡易水道事業会計予算」について説明しますので、202ページを御覧ください。

収益的支出予算額4億7,048万8,000円と、資本的支出予算額6億7,343万2,000円の合計額は、11億4,392万円であります。

令和5年度も引き続き、田口地区の公共下水道管渠工事の進捗に合わせて、耐震性のある水道管の更新の施工を実施するとともに、設楽ダム建設事業に関連する導水管移設工事を進めてまいります。そして、公営企業会計に移行すれども、特別会計時同様の目的である、安全で安定した水道水を提供できるように、引き続き維持管理に努めてまいります。

続いて、議案第25号「令和5年度設楽町下水道事業会計予算」について説明しますので、205ページを御覧ください。

収益的支出予算額3億3,245万7,000円と、資本的支出予算額5億7,231万6,000円の合計額は、9億477万3,000円であります。

公共下水道事業につきましては、引き続き、令和5年度につきましても、田口地区の管渠工事を進めるとともに、宅内工事の推進を図り、さらなる加入率の向上に努めてまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、農業集落排水事業「最適整備構想」5か年計画に基づき、引き続き、愛知県の協力を得て、機能強化等のため津具地区及び名倉地区の更新事業を進めてまいります。

そして、公営企業会計に移行すれども、両事業とも、特別会計時同様の目的である、快適な生活環境の整備、公共水域の保全などに努めるため、引き続き維持管理を行ってまいります。

以上、2つの公営企業会計の予算額は、20億4,869万3,000円であります。

そして、令和5年度は、設楽町簡易水道事業会計及び設楽町下水道事業会計が、公営企業会計に移行する初年度であるため、慣れない事務処理もありますが、誤りのないように細心の注意を払い、進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第15号から議案第25号までの11議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く10名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第15号から議案第25号までの11議案については、10名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、原田純子君、村松純次君、七原剛君、原田直幸君、今泉吉人君、金田敏行君、金田文子君、高森陽一郎君、田中邦利君、加藤弘文君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会の方は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長を選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって暫時休憩といたします。

議会事務局長 すみません、議員の方は委員会室のほうにお集まりください。

休憩 午後 2 時00分

再開 午後 2 時09分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。

委員長に、11番加藤弘文君、副委員長に、6番金田敏行君が選任されましたので御承知おきください。

なお、予算特別委員会は、本日、定例会終了後に予算の説明、3月15日午前9時から総務建設委員会所管の質疑、3月16日午前9時から文教厚生委員会所管の質疑、質疑終了後に採決をいたします。よろしく願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後 2 時10分